

## 8. 関係法令

高齢者虐待対応に関連する関係法令を掲載します。

- ① 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（P76）
- ② 下野市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱（P84）
- ③ 下野市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱（P90）
- ④ 下野市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱（P93）
- ⑤ 下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱（P98）

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

公布：平成17年11月9日 法律第12号

施行：平成18年4月1日

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要なことにかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事するものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の義務）

- 第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村または市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号または第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。



## 附則

### (施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

### (検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 下野市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱

平成 18 年 12 月 1 日

告示第 279 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、やむを得ない事由により介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者に対し、下野市が老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者(以下「対象者」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する概ね 65 歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けることにより、本人の意思に反して介護サービスの利用契約が締結できない者
- (2) 市内に居住する概ね 65 歳以上の高齢者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない者
- (3) その他福祉事務所長が特に必要と認めたる者

(措置の内容)

第 3 条 福祉事務所長は、第 2 条に規定する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護又は夜間対応型訪問介護の供与
- (2) 介護保険法に規定する通所介護又は認知症対応型通所介護の供与
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の供与
- (4) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の供与
- (5) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の供与
- (6) 介護保険法に規定する地域密着型老人福祉施設又は介護老人福祉施設への入所

(平 27 告示 32・一部改正)

(措置の決定及び開始)

第 4 条 福祉事務所長は、第 2 条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

2 福祉事務所長は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置開始後にこれを実施する。

3 福祉事務所長は、第 1 項の実態調査及び第 2 項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

- (1) 当該者の意思と尊厳
- (2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 福祉事務所長は、前項による措置の決定を行った場合は、措置決定通知書(様式第 1 号)により当該者に通知する。

- 5 福祉事務所長は、措置を決定したときは、措置委託通知書(様式第 2 号)により、事業者にサービスの提供を委託する。
- 6 福祉事務所長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第 20 条の規定により当該事業者措置を受託させるものとする。

(費用の支弁)

第 5 条 市長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定による当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、また介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合は、その軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。

(費用の請求)

第 6 条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第 3 号)により市長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第 7 条 福祉事務所長は、第 5 条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合には、費用の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると福祉事務所長が認めた場合

(措置の変更)

第 8 条 福祉事務所長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、措置を変更するものとする。

2 福祉事務所長は、措置を変更したときは、様式第 1 号及び様式第 2 号により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(措置の解除)

第 9 条 福祉事務所長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
- (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
- (3) その他福祉事務所長が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めたとき。

2 福祉事務所長は、措置を解除したときは、様式第 1 号及び様式第 2 号により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(成年後見制度の活用)

第 10 条 福祉事務所長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、法第 32 条に規定する審判を請求するなどして、当該措置に係る者が民法に規定する成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日告示第 32 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条・第8条・第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

下野市福祉事務所長

印

措置決定通知書(開始・解除・変更)

老人福祉法第10条の4第1項又は第11条第1項第2号の規定並びに下野市やむを得ない事由による措置要綱第3条第1項第○号の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける者	氏 名		生年月日	年 月 日( 歳)
	住 所			
	要 介 護 度	(被保険者番号 )		
措 置 区 分	開始・解除・変更	実施年月日	年 月 日から実施	
決 定 内 容 (変更、解除を含む)				
決 定 理 由				
措置を受ける者の自己負担	有り ・ 無し (自己負担額		円)	
そ の 他				

様式第2号(第4条・第8条・第9条関係)

第 号  
年 月 日

(事業者・施設名)  
(代表者名・施設長名) 様

下野市福祉事務所長 印

措置委託通知書(開始・解除・変更)

老人福祉法第10条の4第1項又は第11条第1項第2号の規定並びに下野市やむを得ない事由による措置要綱第3条第1項第〇号の規定に基づき、次のとおり措置を決定したので通知(委託)します。

措置を受ける者	氏 名		生年月日	年 月 日( 歳)
	住 所			
	要 介 護 度	(被保険者番号 )		
措 置 区 分	開始・解除・変更	実施年月日	年 月 日から実施	
決 定 内 容 (変更、解除を含む)				
決 定 理 由				
措置を受ける者の自己負担	有り ・ 無し (自己負担額 円)			
そ の 他				

様式第3号(第6条関係)

措置費請求書

年 月 日

下野市長 様

(所在地)

(事業者・施設名)

(代表者名)

印

やむを得ない事由による措置費について、次のとおり請求します。

年 月分				
措置対象者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)
	住 所			
	要介護度	(被保険者番号)		
請求金額	金 円			
提供したサービスと積算内訳				

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活するため、下野市及び地域の関係機関等の連携による高齢者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、下野市とし、下野市地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)がネットワークの運営調整を行うものとする。

(事業内容)

第 3 条 ネットワーク運営事業は、次に掲げるものとする。

- (1) ネットワークの形成、運用及びコーディネート
- (2) 虐待防止に関する総合相談窓口の設置及び運営
- (3) ネットワークを活用した虐待ケースのマネジメント
- (4) その他ネットワークの運営に関し必要な事項

(ネットワーク)

第 4 条 ネットワークの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク 高齢者虐待の早期発見及び未然防止の役割を担うもの
- (2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク 個別的な高齢者虐待事案の検討結果を踏まえ、介護保険サービスを含む保健医療福祉サービスを的確かつ迅速に実施し、また継続的に支援していく役割を担うもの
- (3) 関係専門機関介入ネットワーク 個別的な高齢者虐待事案の検討結果を踏まえ、保健医療福祉サービスによる介入で足りない補完的なサービスの必要性を判断し、必要とされる措置及び法的救済等を図る役割を担うもの

2 ネットワークの構成員は、別表のとおりとする。

(運営委員会)

第 5 条 ネットワークの効率的な運営を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生児童委員の代表者
- (2) 自治会連合会の代表者
- (3) 小山地区医師会下野支部の代表者
- (4) 市内の介護関係施設の代表者
- (5) 市内の介護支援事業所の代表者
- (6) 下野警察署の代表者
- (7) 石橋消防署の代表者



- (8) 司法書士会の代表者
- (9) 宇都宮地方法務局栃木支局の代表者
- (10) 栃木県県南健康福祉センターの代表者
- (11) 消費生活センターの代表者
- (12) 下野市社会福祉協議会の代表者
- (13) 下野市地域包括支援センターの代表者
- (14) 下野市健康福祉部長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ネットワーク運営及び管理に関すること。
- (2) 地域住民への広報及び普及活動の検討に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止策の検討に関すること。
- (4) 実施事業の評価及び見直しに関すること。
- (5) その他高齢者虐待防止ネットワークに関し必要な事項

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員長は、個別ケースについての情報交換及び支援方策の検討をするため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会の委員及びネットワークの構成員の中から委員長が選任した者(以下「専門委員」という。)をもって組織する。

3 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が専門委員の中から指名した者が議長となる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

5 その他専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員及び会議に出席した関係者は、会議等を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 ネットワークの庶務は、支援センターにおいて処理する。

2 委員会及び専門委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

種類	構成団体等
早期発見・見守りネットワーク	民生児童委員 自治会連合会 老人クラブ 地域ふれあいサロン 社会福祉協議会 高齢者見守りネットワーク事業所 その他の委員、機関、団体等
保健医療福祉サービス介入ネットワーク	居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所 養介護施設 医療機関等 その他の機関、団体等
関係専門機関介入ネットワーク	警察署 消防署 医師会 司法書士会 栃木県県南健康福祉センター 消費生活センター 下野市 その他の機関、団体等

# 下野市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

令和元年 12 月 23 日

告示第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を形成するため、下野市及び地域の関係機関等の連携により実施する高齢者見守りネットワーク事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上の見守りが必要な高齢者
- (2) その他市長が見守りを必要と認める者

(実施主体及び支援機関)

第 3 条 この事業の実施主体は、下野市とする。

2 この告示において「支援機関」とは、下野市及び市内の地域包括支援センターをいう。

(協定の締結)

第 4 条 市長は、事業の実施に当たっては、事業の趣旨に賛同する事業所(以下「協力事業所」という。)とあらかじめ下野市高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定書(様式第 1 号)を締結するものとする。ただし、市長と協力事業者の同意がある場合は、様式第 1 号によらず、別の協定書とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所とは協定を締結しない。

- (1) 各種法令に違反している事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある事業所
- (3) その他市長が不相当と判断した事業所

3 市長は、第 1 項の規定により協定を締結した協力事業所を下野市高齢者見守りネットワーク事業協力事業所台帳(様式第 2 号)に記載するとともに、当該事業所を市ホームページ等で公表するものとする。

(協定の取消し)

第 5 条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その協定を取り消すことができる。

- (1) 協力事業所としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (2) 協力事業所を辞退する旨の申出があったとき。

(事業の内容)

第6条 協力事業所は、市内において事業活動中に対象者の異変に気付いた時は、支援機関へ連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断した時は、必要な措置を行うとともに消防署又は警察署へ通報するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた支援機関は、高齢者の状況を確認するとともに、適切な支援を行うものとする。この場合において、支援機関は、支援を行ったことを協力事業所に報告するものとする。

3 協力事業所は、本事業の円滑な遂行のため、市が実施する研修等を受講するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 協力事業所は、本事業の活動に関し、知り得た情報を本事業の目的以外に利用及び漏えいしてはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に締結している下野市高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定(以下「見守り協定」という。)は、この告示に規定する見守り協定とみなす。ただし、市長と当該協力事業所が協議のうえ、新たに見守り協定を締結する場合は、これを妨げない。

様式第1号（第4条関係）

下野市高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と下野市（以下「乙」という。）は、高齢者が安心して生活できる地域社会を形成することを目的として、乙が実施する高齢者見守りネットワーク事業（以下「見守り事業」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（協力）

第1条 甲は、見守り事業の趣旨に賛同し、自らの業務に支障のない範囲で、見守り事業の実施に協力するものとする。

（連絡）

第2条 甲は、乙の行政区域内における業務において、65歳以上の見守りを必要とする高齢者その他見守りを必要と認める者の世帯（以下「見守り対象世帯」という。）において何らかの異変に気付いた時は、下野市高齢福祉課又は乙が市内に設置する地域包括支援センターに連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡に係る費用は、甲の負担とする。

（対応）

第3条 乙は、前条第1項の規定による甲からの連絡があったときは、当該連絡に係る見守り対象世帯における問題等の解消のために誠実に対応しなければならない。

（免責）

第4条 甲は、第2条第1項の規定による連絡を行うことができなかった場合であっても、見守り対象世帯において生じた問題等について、その責任を負わない。

（秘密保持の義務）

第5条 甲は、見守り事業の協力に当たって知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定書に基づく見守り事業の協力が終了した後も、同様とする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発し、協定の取消しがないかぎり継続するものとする。

（協定の取消し）

第7条 甲は乙に対する申入れにより、この協定を取り消すことができる。

2 乙は、甲が協力事業者としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、甲に対する通告により、この協定を取り消すことができる。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

(所在地)

甲 (名称)  
(代表者名) ○ ○ ○ ○ 印

下野市笹原26番地

乙 下野市  
下野市長 ○ ○ ○ ○ 印



(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民法(明治 29 年法律第 89 号)で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立援助と福祉の増進のために、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、成年後見、保佐又は補助開始の審判の請求(以下「審判の申立て」という。)を市長が行うこと並びに成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 市長による審判の申立ての対象となる者(以下「対象者」という。)は市内に住所を有する者で次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 重度の認知症等により判断能力が不十分であること。
- (2) 成年後見人等がないと日常生活に支障があること。
- (3) 4 親等内の親族がないこと又は当該親族による審判の申立ての見込がないこと。
- (4) 前項の規定にかかわらず、2 親等内の親族がない者で、当該対象者の保護のために審判の申立てを行うことが必要と認められた者
- (5) 介護保険サービス又は障がい者サービスを利用し、又は利用しようとしていること。
- (6) その他市長が必要と認められた者

(市長による審判の申立ての要請)

第 3 条 次に掲げる者は、対象者について、市長による審判の申立てをするよう要請することができる。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 介護保険施設の職員
- (3) 指定居宅介護支援事業者の職員
- (4) 老人福祉施設の職員
- (5) 病院又は診療所の職員
- (6) 地域包括支援センターの職員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉サービス事業及び相談支援事業を行うものとして同法の指定を受けた事業所職員

(平 24 告示 60・平 26 告示 57・一部改正)



(申立ての種類)

第4条 市長が行う審判の申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項)
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判(民法第876条の4第1項)
- (5) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
- (6) 補助人に同意権を付与する審判(民法第17条第1項)
- (7) 補助人に代理権を付与する審判(民法第876条の9第1項)

(申立費用の負担)

第5条 市長が審判の申立てを行う場合、審判の申立てに関する支援を受ける対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他の審判の申立てに必要な費用を市が負担するものとする。

- (1) 審判の申立てに要する費用に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (3) 審判の申立て費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる場合
- (4) その他市長が必要と認める者

(申立費用の返還)

第6条 市長は、第2条に規定する対象者が、その収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の中から当該審判の申立てに要する費用の支払いをしてもなお生計を維持することができるものと認められる場合は、当該対象者に対し、本市が負担した当該審判の申立てに係る費用の全部又は一部の返還を求めすることができる。

2 市長は、前項に規定する費用の返還を求めようとするときは、審判の申立てと併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第28条による費用負担命令の審判の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による費用負担命令の申立てが却下されたときは、費用の返還を求めないものとする。

(成年後見人等報酬の助成)

第7条 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた対象者(以下「成年被後見人等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定めるところにより、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された成年被後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。
- (2) 成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産の中から家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。

(助成の申請)

第 8 条 前条の規定により助成を受けようとする成年被後見人等は、下野市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合には、登記事項証明書

(助成の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに下野市成年後見制度利用支援助成決定(却下)通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第 10 条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、下野市成年後見制度利用支援報酬助成請求書(様式第 3 号)により、当該決定された助成額を請求するものとする。

(助成金の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者がいるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成年後見審判申立審査会)

第 12 条 申立ての適否及び申立ての種類を審査するため、下野市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部社会福祉課長
- (3) 健康福祉部高齢福祉課長
- (4) 健康福祉部社会福祉課障がい福祉グループリーダー
- (5) 健康福祉部社会福祉課生活保護グループリーダー
- (6) 健康福祉部高齢福祉課高齢福祉グループリーダー
- (7) 健康福祉部高齢福祉課介護保険グループリーダー

3 審査会の会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、健康福祉部社会福祉課長の職にある者がその職務を代理する。

(審査会の議事)

第 13 条 審査会の会議は、会長が必要に応じて開催し、その議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審査会の議事審査に当っては、対象者及びその家族並びに主治医その他の専門家の意見を聴くものとする。

(庶務)

第 14 条 審査会の庶務は、認知症高齢者に係る事案の場合は高齢福祉課、知的障がい者及び精神障がい者に係る事案の場合は社会福祉課において処理する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 60 号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日告示第 57 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

成年後見人等報酬費用助成金額基準表

成年被後見人等の状況	助成基準月額
在宅の場合	28,000 円又は実費のいずれか低い額
施設の場合	18,000 円又は実費のいずれか低い額

備考

1 助成基準月額を上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を助成する。

2 報酬金額が複数月にまたがる期間の合計金額である場合は、助成基準月額に決定された期間の月数を乗じ、その金額を上限として助成する。

様式第1号(第8条関係)

下野市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

年 月 日

下野市長 様

対象者 住所  
氏名 ㊟  
上記成年後見人等  
住所(所在)  
氏名又は名称 ㊟

下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。  
記

1 申請の理由 ( )

2 報酬助成申請額 月額 円

3 添付書類

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合には、登記事項証明書

様式第2号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

下野市成年後見制度利用支援助成決定(却下)通知書

様

下野市長



年 月 日付けで申請のあった後見制度利用支援事業等報酬助成については、下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり決定(却下)しましたので、通知します。

記

1 決定

(報酬助成決定額 月額 円)

(注) 申請内容に虚偽、不正があったとき、又は、後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

2 却下

(理由)

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

下野市成年後見制度利用支援報酬助成請求書

下野市長 様

氏名又は名称 ①

年 月 日付けで決定通知のあった成年後見制度利用支援事業等報酬助成について、下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

報 酬 助 成 月	年 月 分	
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
( フ リ ガ ナ )	-----	
口 座 名 義		
口 座 番 号		普通 当座